

北本市がん患者アピアランスケア用品購入費助成金交付事業に関する Q & A

助成対象者・利用申請について

番号	質問	回答
1-1	北本市に居住しているが、住民票は市外にある。助成対象者になるか。	対象になりません。
1-2	現在は北本市に住民票はあるが、助成対象用具を購入時は市外に住民票があった場合、対象になるか。	購入時から申請書提出日まで北本市に住民票がある場合に対象となります。
1-3	北本市へ転入前に、他の自治体で同様の補助を受けたが、北本市でも申請できるか。	助成対象となるアピアランスケア用品の区分が違う場合は申請することができます。
1-4	過去にがん治療を受け、過去の治療に起因する脱毛だが助成対象になるか。	対象になります。 がん治療に起因する脱毛であることが確認できる書類を提出してください。
1-5	助成対象者が亡くなった後に、家族や相続人が申請することはできるか。	助成対象者が亡くなった後は、助成対象要件を満たさないことから、申請することはできません。
1-6	申請書の「申請者」と「助成対象者」とは誰の事か。	「申請者」：助成金を受け取る人 「助成対象者」：実際にアピアランスケア用品を使用している人 原則、「申請者」＝「助成対象者」です。
1-7	助成対象者の年齢や性別に制限はあるか。	ありません。ただし、未成年が対象者となる場合は、法定代理人（親権者、未成年後見人）が申請者となります。
1-8	領収書の宛名が申請者と異なるが、申請できるか。	申請はできません。領収書の宛名は申請者である必要があります。
1-9	がん治療をこれから受ける予定だが、申請をすることができるか。	【ウィッグ】脱毛症状が想定される抗がん剤治療を受ける予定がわかる書類（治療方針計画書等）の写しを提出することで、治療開始前でも申請可能です。 【乳房補正具】治療後の状態に応じて調整して購入する者となりますので、治療後に申請してください。
1-10	ウィッグと乳房補正具は、同時に申請しないといけないのか。	アピアランスケア用品の区分ごとに申請ができるので、同時に申請する必要はありません。ただし、申請書と添付書類は、それぞれ必要です。また、申請期限内に申請してください。
1-11	申請できるアピアランスケア用品は区分ごとに1つまでか。	助成対象となるアピアランスケア用品の区分ごとに複数個の申請が可能です。ただし、申請は区分ごとに、生涯1度限りのため、まとめて申請してください。また、複数個まとめて申請した場合でも、助成金交付限度額は変わりません。
助成対象経費について		
2-1	いつ購入したアピアランスケア用品から対象となりますか。	令和7年4月1日以降に購入した用品が対象となります。ただし、申請期限は購入した日の翌日から起算して1年以内です。

2-2	通信販売やネット通販で購入したが申請できるか。	申請者の氏名、支払いをした日付け、品名、金額及び領収書発行者の名称等必要事項が記載された領収書があれば、申請できます。
2-3	レンタルやリースの場合は対象になるか。	対象になりません。
2-4	助成対象のアピアランスケア用品を購入した際にかかった送料や交通費、振込手数料は対象になるか。	対象になりません。ただし、送料等購入したアピアランスケア用品の本体価格に含まれる場合は対象となります。
2-5	アピアランスケア用品を自作した場合、材料費は対象となるか。	対象になりません。
2-6	各種ポイントやクーポンで支払った金額は、助成対象となるか。	ポイント等を支払いに充当した場合、充当分については値引きと同等とみなし、対象外となります。一部をポイント等で支払っている場合には、利用した額を差し引いた金額が対象となります。
対象となるウィッグについて		
3-1	医療用のウィッグではない、ファッション用のウィッグも対象になるか。	対象になります。ただし、領収書等の品名に「ウィッグ（かつら）」と明記してあることが必要です。
3-2	部分用ウィッグや毛付帽子は対象となるか。	対象となります。
3-3	ウィッグを購入した際のサイズ調整やカット代、セット代は対象になるか。	対象になりません。領収書の金額に含まれている場合は、当該額を除いた金額がわかるようにしてください。ただし、ウィッグ購入時等にサービスとして無償で提供されるものについては、利用いただいて構いません。
3-4	ウィッグの付属品やクリーナーやブラシ等のケア用品は助成対象になるか。	ウィッグを着用する際に必要なネットは対象となりますが、それ以外の付属品やケア用品は対象になりません。ただし、一体として販売され、分離できないものについては対象とします。
3-5	修理費用は対象となるか。	対象になりません。
対象となる補正下着について		
4-1	対象となる補正下着は何か。	補正下着（補正パッドと下着が一体になったもの）、補正パッドが対象となります。補正パッド又は人工乳房を固定するために購入した補正機能のない下着（市販されている一般的な下着を含む）は、補正パッド又は人工乳房と共に申請する場合のみ対象となります。
4-2	補正下着は左右それぞれ1回ずつ申請できるか。	片側、両側に関わらず、申請は区分ごとに生涯1回限りです。
対象となる人工乳房について		
5-1	人工乳房とは何か	直接皮膚に接着剤等で張り付けて使用するもので、領収書に人工乳房の記載があるものになります。

5-2	乳房再建手術を受けた。手術費用は助成対象になるか。	対象になりません。
申請に必要な書類について		
6-1	領収書をなくした。添付しなくてもよいか。	申請に領収書の添付は必須です。領収書の再発行を販売業者に依頼してください。
6-2	領収書の様式は決まっているか。	領収書の様式は問いませんが、①宛名（申請者の氏名）、②購入日（支払いをした日付け）、③購入金額、④金額の内訳：助成対象となるアピアランスケア用品の名称（種類）、⑤領収書発行者の名称の記載があるものがが必要です。領収書に必要事項が記載されていない場合は、必要事項を補完する納品書や明細書の写しを、領収書と併せて提出してください。
6-3	領収書に金額の内訳の記載がないが、どうすればよいか。	購入明細書や納品書など、内訳の内容がわかるものを併せてご提出ください。